

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 スギ間伐展示林の解除
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- ◇公安告示 警察に身体を拘束されている者の食糧に関する告示の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第百五十四号

鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号)第三条の規定に基づき昭和三十二年三月二十九日設置した次の展示林は、その設置の目的を失なつたので、昭和三十五年三月三十一日限り解除する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

展示林番号	名称	位 置	所有者	面積	樹種
-------	----	-----	-----	----	----

三〇	間伐展示林	八頭郡智頭町大字奥本字長谷八八二	安住俔次五、反	〇	スギ
----	-------	------------------	---------	---	----

## 教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

### 鳥取県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(給料表)  
第二条 教育委員会は、職員に対し別表の給料表により給料を支給する。

別表第一を次のように改め、同表を別表とし、別表第二を削る。

技能労務職給料表

号 級	給 料 月 額	昇給期間
	円	月
1	5,600	1 2
2	5,810	1 2
3	6,120	1 2
4	6,530	1 2
5	6,830	1 2
6	7,040	1 2
7	7,360	1 2
8	7,780	1 2
9	8,200	1 2
10	9,020	1 2
11	9,850	1 2
12	10,680	1 2
13	11,210	1 2
14	11,950	1 2
15	12,680	1 2
16	13,530	1 2
17	14,470	1 2
18	15,420	1 2
19	16,370	1 2
20	17,310	1 5
21	18,260	2 1
22	19,210	2 4
23	20,260	

別表

附則第四項から第六項まで及び附則別表第二を削る。

附 則

月一日から適用する。

(給料の切替及びそれに伴う措置)

1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、附則第四項から第六項まで及び附則別表第二の改正規定は、昭和三十四年十

2 昭和三十四年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替える職員の給料月額、切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの規則の附則別表第一の切替表に掲げる新給料月額とする。

3 この規則の附則別表第一の切替表に定める月数は、その者の切替後における最初の昇給について給料表に定める昇給期間を、その月数だけ加減するものとする。  
4 切替日において切替前の給料月額が切替日の前日における給料月額と同額である職員にかかる切替後における最初の昇給期間の計算については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間を切替後の給料月額を受ける期間に通算する。

表の適用を受けている自動車整備士の職にある者に対する給料表の適用については、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
8 この規則の施行前に改正前の規則の規定に基づいて昭和三十四年四月一日以降この規則の施行の日の前日までの期間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

5 前三項に規定するもののほか、切替に関し必要な事項は、別に定める。

(昭和三十四年九月三十日までの間の給料月額)

6 改正後の規則の別表の給料表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同給料表の給料月額欄に掲げる額は、この規則の附則別表第二に定めるところにより読み替えるものとする。

(経過措置)

7 この規則施行の際現に給与条例別表第一行政職給料

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示第一号(警察において身体を拘束されている者の食糧について)の一部を次のように改正し、昭和三十五年四月一日から施行する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

「一食二十五円」を「一食二十七円」に改める。

附則別表第一

切 替 表

附則別表第二

技能労務職給料表の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	旧給料月額	新給料月額	期 間
円	円	円	円	月
5,600	5,300	5,600	5,600	
5,810	5,500	5,700	5,810	6
6,120	5,800	5,810	5,810	
6,530	6,200	5,910	6,120	6
6,830	6,500	6,020	6,120	
7,040	6,700	6,120	6,530	6
7,360	7,000	6,230	6,530	
7,780	7,400	6,330	7,040	
8,200	7,800	6,540	7,040	
9,020	8,600	6,850	7,360	3
9,850	9,400	7,170	7,780	6
10,680	10,200	7,480	8,200	9
11,210	10,700	7,800	8,200	
11,950	11,400	8,210	9,020	
12,680	12,100	8,630	9,850	6
13,530	12,900	9,160	9,850	3
14,470	13,800	9,680	10,680	
15,420	14,700	10,200	10,680	△ 9
16,370	15,600	10,830	11,950	6
17,310	16,500	11,460	11,950	
18,260	17,400	12,090	12,680	△ 3
19,210	18,300	12,720	13,530	
20,260	19,300	13,350	14,470	3
		13,970	14,470	△ 6
		14,600	15,420	
		15,230	16,370	3
		15,860	16,370	△ 3
		16,490	17,310	
		17,110	18,260	9
		17,740	18,260	△ 3
		18,370	19,210	6
		19,000	19,210	3
		19,630	20,260	12
		20,260	20,260	△ 9

備考 この表の△印は、昇給期間の減を示す。